

令和２年度さぬき市教育委員会第９回定例会会議録

1 日 時	令和 2 年 1 2 月 2 5 日（金） 開 会 午後 1 時 3 2 分 閉 会 午後 2 時 3 3 分			
2 場 所	寒川第 2 庁舎会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 得丸 慶子 廣瀬 強 多田 俊 西尾 由香	
	欠席委員		なし	
	事務局	教育部長	中野 敏記	
		教育総務課長	谷 訓昌	
		学校教育課長	富田 克美	
		生涯学習課長	細川 史朗	
		幼保こども園課長	多田 千穂	
		人権推進課副主幹	石原 徳子	
		教育総務課課長補佐	高西 恵（会議録作成者）	
	その他説明等のため出席した者		なし	
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況
日程第 1		会期の決定について	—	公開
日程第 2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第 3		令和 2 年度さぬき市教育委員会第 8 回定例会 会議録の承認について	原案承認	公開
日程第 4		教育長の報告	—	公開
日程第 5	議案第 18 号	さぬき市教育委員会公の施設の使用許可等 に関する手続を定める規則の制定について	原案可決	公開
	議案第 19 号	さぬき市公民館条例施行規則等の一部改正に ついて	原案可決	公開
	議案第 20 号	さぬき市教育委員会公の施設等の定期利用団 体に関する要綱の制定について	原案可決	公開
日程第 6	議案第 21 号	さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減 免の基準に関する規則の制定について	原案可決	公開
日程第 7	議案第 22 号	さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正につ いて	原案可決	公開
日程第 8	議案第 23 号	さぬき市働く婦人の家条例施行規則の制定につ いて	原案可決	公開

資料説明				
5	会議録署名委員	安藤 正倫、徳田 二三男		
6	特記事項	なし		
7	会議内容			
開 会				
教育総務課長	ただ今から、令和２年度さぬき市教育委員会第９回定例会を開会します。開会に当たり、徳田委員から御挨拶をお願いします。			
委員	(挨拶)			
教育総務課長	それでは、以後の議事進行を教育長をお願いします。			
教育長	それでは、開会します。 傍聴申請について、教育総務課長から報告してください。			
教育総務課長	傍聴申請はありません。			
教育長	本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。			
日程第１ 会期の決定について				
教育長	日程第１「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日１日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日１日限りとします。			
日程第２ 会議録署名委員の指名について				
教育長	日程第２「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第９条第３項の規定に基づき、本会の会議録署名委員に徳田委員を指名します。			
日程第３ 令和２年度さぬき市教育委員会第８回定例会会議録の承認について				
教育長	日程第３「令和２年度さぬき市教育委員会第８回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明してください。			
教育総務課長	(会議録の説明)			
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。			
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。			
各委員	異議なし。			
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。			

日程第４ 教育長の報告	
教育長	日程第４「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げてください。
教育部長	報告事項１ 教育施設の整備等に係る契約の締結について （教育施設の整備等に係る契約について報告した。） 報告事項２ 会計年度任用職員の採用について （前回報告後の会計年度任用職員の採用について報告した。） 報告事項３ 教育委員会業務報告 （前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。） 報告事項４ その他 （請願・陳情・要望等の受理について報告した。）
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	１１月２６日の剣淵小学校との交流委員会の折に、コロナの状況にもよりませんが、来年度の交流について意見とかは出されたでしょうか。
教育総務課長	特に意見はありませんでしたが、コロナが落ち着いてくれば剣淵町と協議の上、相互の訪問交流を再開する予定であり、仮にコロナが長期化した場合には、ビデオ交流など行き来に代わる何かしらの交流を続けていきたいという説明をしています。
委員	剣淵小学校には交流の部屋があって、過去の交流事業の記念写真や記念品を掲示しています。コロナでなかなか交流が難しいときにそういったものを残していくことは、新しい形で交流を始めるきっかけにつながるので、ビデオ交流など形になるものを何らかの形でこれからも続けてほしいと思います。
委員	１２月１日の市内小・中・高等学校生徒指導主事警察等連絡会について、最近では小中学生の非行は聞かなくなりましたが、どのような内容でしたか。
学校教育課長	今年度は、生活安全課長と県子ども女性相談センター職員の講話のほか、各中学校区に分かれての意見交換会を行いました。 非行率は減少傾向にあります。生活安全課長の話では、近頃では防犯カメラを設置している家庭やお店が増えており、検挙率のアップや子どもたちの非行抑止の要因になっているのではないかということでした。
委員	１２月１１日のさぬき南中学校への市教委訪問はどうでしたか。
教育長	非常に落ち着いて授業を受けていましたが、ワークシート形式の学習が多いことが気になりました。
委員	１２月２５日の東讃統合校に関する懇談会はどのような内容でしたか。
教育長	メリット・デメリットの比較について説明があり、統合した方のメリットが多いということでした。やはり３校置いておくと教職員の数が減っていくとか、移動に時間がかかるとか、生徒数が少ないと切磋琢磨することができないといった説明がありました。 県は、１校にした方が効率的で、成果も上がる、学科についても志度・石田・津田高校のそれぞれの特色あるコースを設置していく、さらに学科横断的なカリキュラムにより幅広い選択ができるという説明でした。

	高松市、東かがわ市、三木町の教育長も出席しており、教育内容については新しい学校の内容でよいが、どのような学校になるのかについては丁寧に説明し、理解を得る必要があるのではないかと意見でした。 3校を育てる会の方は、その立場から意見を述べられていました。あるオブザーバーが、費用面だけをみて統合することはやめてほしいというようなことを言われましたが、工代教育長は、生徒に一定レベルの教育をし、さらにプラスアルファの教育が実施できるのであれば工夫してそれに取り組みたい、決して経済面だけで統合を推進しているのではないということだけは理解してほしいと、力を入れて説明されました。
教育長	ほかにありませんか。 御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第5 議案第18号 さぬき市教育委員会公の施設の使用許可等に関する手続を定める規則の制定について 議案第19号 さぬき市公民館条例施行規則等の一部改正について 議案第20号 さぬき市教育委員会公の施設等の定期利用団体に関する要綱の制定について	
教育長	日程第5、議案第18号から議案第20号までの3件を一括議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
生涯学習課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 まず、議案第18号「さぬき市教育委員会公の施設の使用許可等に関する手続を定める規則の制定について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第19号「さぬき市公民館条例施行規則等の一部改正について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第20号「さぬき市教育委員会公の施設等の定期利用団体に関する要綱の制定について」をお諮りします。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第21号 さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の制定について	

教育長	日程第 6、議案第 2 1 号「さぬき市教育委員会公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の制定について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	免除基準について、公立の幼稚園は免除になりますが、私立の場合はどうなりますか。
教育総務課長	私立の場合は、原則としていただくようになります。 ただ、広く市民を対象とした行事や公共的なイベント等を主催する場合は、申請をいただいて減免することになります。
委員	教育会や退職校長会が使用する場合はどうなりますか。
教育総務課長	基本的には市内所在の団体が減免の対象となり、例えば県が使用する場合でも、いただくことになっています。 ただ、事業の目的や会合の内容によって公共性があるようなときは、減免の対象となる場合があります、申請内容により担当課が個別に決裁を経て決定することになります。また、そういうケースについては、記録を残して各課が情報共有できるようにし、所管課ごとに対応が異なることがないように統一的な運用をしようということで今調整を進めています。
委員	その都度判断するということですね。
教育長	ほかにありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 7 議案第 2 2 号 さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正について	
教育長	日程第 7、議案第 2 2 号「さぬき市旧学校施設管理規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	旧学校施設で利用できるのは、ここに書かれている所だけですか。例えば、旧鶴羽小学校の運動場は記載がありませんが、他の規定にあるのでしょうか。
生涯学習課長	旧鶴羽小学校については、「さぬき市公有財産管理規則」により、行政財産の目的外使用許可で使用を認めています。また、「さぬき市行政財産使用料条例」により、土地の評価額から計算し面積に応じて使用料をいただいています。
委員	借りたい時には生涯学習課へ行けばよいのですか。聞かれることもあるので。
生涯学習課長	はい。
教育長	ほかにありませんか。

	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 8 議案第 2 3 号 さぬき市働く婦人の家条例施行規則の制定について	
教育長	日程第 8、議案第 2 3 号「さぬき市働く婦人の家条例施行規則の制定について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
生涯学習課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。 本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。補足説明がある場合は、担当課から説明してください。
(1) 令和 2 年さぬき市議会第 4 回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
(2) 令和 2 年度さぬき市立学校結核対策委員会の会議結果について	
(3) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
(4) 区域外就学等について	
(5) 令和 3 年度会計年度任用職員の募集について (教育委員会事務局)	
(6) 令和 3 年度会計年度任用職員の募集について (幼稚園・保育所・認定こども園)	
(7) さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本方針の改訂について	
○ その他	
教育長	その他の事項について、事務局から説明してください。
人権推進課 副主幹	(第 2 5 回辛立文化センター冬のつどい・じんけんフェスタ in さぬき～2 0 2 1 からたち～の中止について報告)
○ 次回教育委員会定例会等の日程について	
	定例会を令和 3 年 1 月 2 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分開会で決定した。
閉 会	
教育長	以上で令和 2 年度さぬき市教育委員会第 9 回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

令和3年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員